

一部改訂版

第2次香美町男女共同参画行動計画

— 互いを認め支え合いすべての人が
生き生きと輝けるまちをめざして —



平成 28 年 3 月
兵庫県香美町

令和 3 年 3 月 22 日 一部改訂 (計画期間延長)

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	4
2. 施策の体系	5

第3章 計画の内容

基本方針1 家族が互いを理解し尊重しあう家庭づくり	
1. 家族全員が互いの人権を尊重し協力しあう意識の醸成	7
2. 思いややりの心と助け合いの行動による家庭づくり	8
基本方針2 男女ともに働きやすい職場環境づくり	
1. 雇用における男女の均等な機会と職場における男女差別 のない待遇の確保	10
2. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進 する条件や制度の整備充実	12
基本方針3 互いに思いやり支え合う社会づくり	
1. 地域における男女共同参画の推進	14
2. まちづくりの方針決定における男女共同参画の推進	15
3. 多様な人々が安心して暮らせるまちづくりの推進	16
基本方針4 男女共同参画社会実現に向けた意識の醸成	
1. 男女共同参画に関する学習機会と相談体制の充実	18
2. 男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善	19
基本方針5 人権を尊重した住みよいまちづくり	
1. 男女間や身近な相手からのあらゆる暴力の根絶 【香美町DV防止基本計画】	21
2. 生涯を通じた男女の健康支援	23

第4章 計画の推進

1. 庁内推進体制の整備	25
2. 町民等との連携	25
3. 国・県等との連携	25

参考資料

○男女共同参画に関する町民意識調査	27
○香美町男女共同参画行動計画策定委員会委員名簿	39

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成11年6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、「21世紀のわが国の最重要課題の一つ」として位置づけています。

本町においても、平成19年3月に「香美町男女共同参画行動計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重しつついきいきと暮らせるまちづくりの推進に努めてきました。

これまでの取り組みにより、男女共同参画の推進に向けた町民意識は着実に高まりつつありますが、依然として性別による固定的役割分担意識※1が根強く存在するとともに、ドメスティック・バイオレンス(DV)※2への一層の対応や、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)※3の実現に向けた取り組み、さらには防災分野における男女共同参画など、今日的課題への対応が求められています。

また、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立するなど、社会全体で女性活躍の動きが拡大しており、男女共同参画の実現に向け、女性の活躍を一層推進していくことが不可欠です。

このような状況のもと、時代に沿った男女共同参画に関する施策を推進するため、また、平成28年度からはじまる「第2次香美町総合計画」の実施に合わせ、現行計画を1年前倒して見直しし、「第2次香美町男女共同参画計画」として策定するものです。

※1 【固定的性別役割分担意識】男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※2 【ドメスティック・バイオレンス(DV)】夫婦や恋人など密接な間柄にある男女間で起こる暴力のこと。

※3 【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活との調和)】やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても、充実した生活を実現させるという考え方。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」にあたり、平成19年に策定した「香美町男女共同参画行動計画」の後継計画と位置づけます。

また、本計画の基本方針V「人権を尊重した住みよいまちづくり」の基本的施策1「男女間や身近な相手からのあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」（香美町DV防止基本計画）として位置づけます。

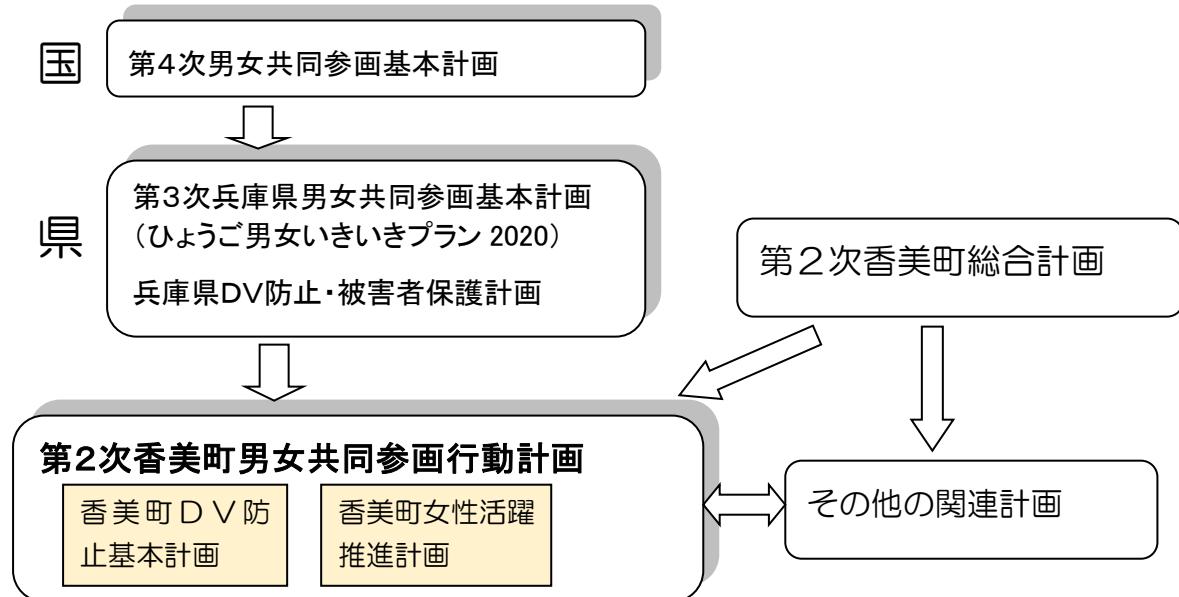
さらに本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」（香美町女性活躍推進計画）として位置づけます。

なお、本計画は、「第2次香美町総合計画」を最上位計画として、福祉・教育・町民生活等に関する各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定します。

○男女共同参画社会基本法

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)



【参考】

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第2条の3

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第6条

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から令和3年度までの6年間とします。

ただし、期間中であっても、国内外の動向や社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

社会経済環境が急速に変化する中で、これからは真の生活の豊かさが求められる時代となり、一人ひとりがそれぞれの生き方を自由に選択できる社会が求められます。

そのため、国では男女共同参画社会について、次の5つの基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画社会を推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

【男女共同参画社会基本法の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度または慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 國際的協調

また、国の第4次男女共同参画基本計画では、以下の4つを目指すべき社会として示しています。

【第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

本計画では、この「男女共同参画社会基本法」が掲げる5つの理念や「第4次男女共同参画基本計画」が示す目指すべき社会を見据え、次の基本理念を設定します。

互いを認め支え合いすべての人が生き生きと輝くまちをめざして

すべての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できることを基本理念として、男女共同参画社会をめざします。

2. 施策の体系

基本 理念	基本方針		基本的施策
	分野		
互いを認め支え合いすべての人が生き生きと輝くまちをめざして	I 家庭	家族が互いを理解し尊重し あう家庭づくり	<p>1. 家族全員が互いの人権を尊重し協力しあう意識の醸成</p> <p>(1) 家庭内の固定的性別役割分担意識の解消</p> <p>(2) 家事や育児を協力しあう意識の醸成</p>
	II 職場	男女ともに働きやすい職場 環境づくり	<p>2. 思いやの心と助け合いの行動による家庭づくり</p> <p>(1) 個性や能力を尊重する子育ての実践</p> <p>(2) 思いやの家族・家庭づくりの実践</p> <p>(3) 男性の家庭への参画に向けた意識改革と行動の実践</p>
	I 家庭		<p>1. 雇用における男女の均等な機会と職場における男女差別のない待遇の確保</p> <p>(1) 職場内の男女平等・男女共同の確立</p> <p>(2) 企業等の男女共同参画に関する理解と協力の実践</p> <p>(3) 女性が経済的・社会的自立を図るための意識改革の推進</p> <p>(4) 女性の活躍促進</p>
	II 職場		<p>2. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する条件や制度の整備充実</p> <p>(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を可能とする労働環境の整備充実</p> <p>(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための啓発・広報活動</p>

基本理念	基本方針 分野	基本的施策
		基本方針
互いを認め支え合いすべての人が生き生きと輝くまちをめざして	III 地域	1. 地域における男女共同参画の推進 (1) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備 (2) 地域活動を通した男女共同参画の推進 2. まちづくりの方針決定における男女共同参画の推進 (1) 政策・方針決定過程における女性の参画の推進 3. 多様な人々が安心して暮らせるまちづくりの推進 (1) 国際交流活動の推進 (2) 生活上の困難に直面する男女への支援 (3) 様々な分野での男女共同参画の推進
	IV 男女共同参画	1. 男女共同参画に関する学習機会と相談体制の充実 (1) 男女共同参画社会に関する学習機会の充実 (2) 学校教育で男女共同参画に関して学ぶ機会の充実 (3) 男女共同参画に関する相談体制の充実 2. 男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善 (1) 男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善と意識改革 (2) 情報を正しく理解し活用する能力の向上
	V 男女の 人 権	1. 男女間や身近な相手からのあらゆる暴力の根絶 【香美町DV防止基本計画】 (1) あらゆる暴力の防止 (2) 相談体制の充実 (3) 被害者の保護 (4) 被害者の自立支援 2. 生涯を通じた男女の健康支援 (1) 女性の生涯を通じた健康支援の推進 (2) 男性の心身の健康維持の推進

第3章 計画の内容

家庭分野

基本方針 I 家族が互いを理解し尊重しあう家庭づくり

■ 基本的施策 1

家族全員が互いの人権を尊重し協力しあう意識の醸成

現状と課題

男女がともに働き、家計を支えることが一般的になってきましたが、家事や育児などは、依然として女性の役割という意識が残っているのが現状です。家族全員が互いの人権を尊重し、性別による固定的な役割分担意識を解消し、家事や育児等を協力しあう家庭づくりが求められています。

取り組みの方向

(1) 家庭内の固定的性別役割分担意識の解消

行政の取り組み

- 「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識を解消するため、各種事業や広報等を活用し、啓発を行います。
- 町民の男女共同参画に関する実態や意識等を把握するため、イベントや各種行事等の際にアンケートや聞き取り調査を実施するなどして、意識啓発に役立てます。

町民のみなさんの取り組み

- 家族一人ひとりが性別による役割分担意識を解消し、また、慣行、習慣などを見直し、それぞれが持つ個性を大切にしましょう。

(2) 家事や育児を協力しあう意識の醸成

行政の取り組み

- 家事や育児等を家庭内の大切な仕事と認め、家族で役割分担や協力でけるよう、情報提供や意識啓発に努めます。

町民のみなさんの取り組み

- 家事や育児等を大切な仕事と認め、協力して行うよう、家族みんなで

話し合いましょう。

■**基本的施策2**

思いやりの心と助け合いの行動による家庭づくり

現状と課題

男女には身体的な性差があり、お互いがその性差を理解し思いやりの心を持つことは大切なことです。一方で、社会通念や慣習のなかには、社会や文化によって作り上げられた「社会的性差」（ジェンダー）が存在します。社会的に作られた「男性像」、「女性像」による「男らしく」、「女らしく」にとらわれた子育ては、子どもたちの個性や可能性を奪ってしまうこともあります。子どもたち一人ひとりの個性と能力を尊重する子育ての実践や、思いやりの心と助け合いの行動による明るい家庭づくりが求められています。

取り組みの方向

(1) 個性や能力を尊重する子育ての実践

行政の取り組み

- 保健、福祉、教育委員会などの府内の関係部署および幼稚園や小学校等の教育関係機関と連携し、男女共同参画の視点に立った子育て事業を推進します。
- 子どもたち一人ひとりの人権や個性を尊重し、男女共同参画の視点に立った保育や幼児教育を実施します。

市民のみなさんの取り組み

- まずは大人たちが男女共同参画について学び、理解し、家事や育児を協力、分担するなど、家庭内における男女共同参画を実践し、子どもたちのお手本になるようにしましょう。
- 社会的に作られた「男性像」、「女性像」による「男の子だから…」、「女の子だから…」などと子どもに求める考え方を見つめ直し、一人ひとりの個性と能力を尊重する子育てを実践しましょう。
- 子どもたちに男女の区別なく家事の手伝いや地域の活動をさせることなどにより、性別による役割分担意識を持たないように育てましょう。

(2) 思いやりの家族づくり・家庭づくりの実践

行政の取り組み

- 男女共同参画社会の理念や考え方について正しい理解を深めるよう、年齢や世代間によって異なる意識にも配慮しながら、広報やさまざまな機会を活用して、わかりやすい意識啓発や情報提供を行います。

町民のみなさんの取り組み

- 家族みんなが互いを思いやり、理解しあうように、日頃から話し合いの機会を持ちましょう。
- 家族みんなで協力して家事や育児を行うようにしましょう。

(3) 男性の家庭への参画に向けた意識改革と行動の実践

行政の取り組み

- 男性が家庭での役割を持つことの大切さや、家庭教育において果たす役割の重要性について、意識啓発に努めます。
- 男性が家事・育児・介護等の知識や技能の学習や習得ができる機会の整備や情報提供を推進します。

町民のみなさんの取り組み

- 男性も日頃から家事・育児などに積極的に参加し、家庭生活に必要な知識や技術などを身につけましょう。

■ 基本的施策 1

雇用における男女の均等な機会と職場における男女差別のない待遇の確保

現状と課題

平成18年に男女雇用機会均等法が改正され、男女の雇用機会の均等と職場における男女平等の待遇の確保について法整備がなされました。しかし、長引く景気低迷による厳しい雇用情勢のなかで、男女間の格差は完全には解消されではおらず、管理職への登用をはじめ、女性に比べて男性が優遇されているという意識が根強いのが現状です。男女が対等な立場で、能力を十分に発揮できるよう、雇用や職場環境を整備、充実し、労働に関する法律や制度の周知徹底を図っていく必要があります。

また、平成27年9月には、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「女性活躍推進法」が施行されました。この法の趣旨や内容について理解を広め、事業主が策定すべき行動計画等についても周知を図っていく必要があります。

取り組みの方向

(1) 職場内の男女平等・男女共同の確立

行政の取り組み

- 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関係法令等の周知に努めます。

市民のみなさんの取り組み

- 男女ともに働きやすい職場にするために、職場における男女平等、男女共同とは何かを考えてみましょう。

(2) 企業等への男女共同参画に関する理解と協力の実践

行政の取り組み

- 商工会をはじめ各産業団体等と連携し、事業者に対する男女共同参画に関する啓発活動を行います。
- 企業経営者や人事担当者等への情報提供や意識啓発を推進し、男女共

同参画に対する理解と実践を働きかけます。

町民のみなさんの取り組み

- 事業者は労働関係法令を遵守し、採用、研修、昇進など職場のあらゆる場面における男女格差の解消を図りましょう。
- 出産・育児・介護等を抱える同僚などに対し、理解と配慮ができるようになります。

(3) 女性が経済的・社会的自立を図るための意識改革の推進

行政の取り組み

- 女性が経済的、社会的に自立できるよう、女性に対する意識啓発を進めるとともに、事業者に対するパートタイム等の非正規雇用者の労働条件の改善に向けた意識啓発を行います。

町民のみなさんの取り組み

- 女性が、経済的、社会的に自立できるように、自らの意欲や希望に応じ、幅広い知識や就業のための技能を身につけましょう。
- 男性は、女性の経済的、社会的自立をはばむことの無いよう、積極的に支援しましょう。

(4) 女性の活躍促進

行政の取り組み

- 女性活躍推進法の趣旨や内容について理解を広めるため、情報提供や啓発に努めます。
- 女性労働者の能力発揮を促進しその活用を図るため、積極的取り組みを推進している企業・団体やその活動について、広報紙やホームページなどの媒体を通しての情報提供に努めます。
- 女性活躍推進法に基づき、町においても事業主行動計画を策定し、女性活躍推進の取り組みを進めます。
- 役場における管理職の登用は、性別を問わず能力によるものとし、管理職にふさわしい人材育成に努めることにより、男女の別なく登用を推進します。

町民のみなさんの取り組み

- 事業主は、男女雇用機会均等法を遵守し、管理職への女性の登用をはじめ、職場内に性別による固定的役割分担意識や慣習がないか見直しましょう。
- 事業主は、女性活躍推進法の趣旨や内容について理解し、事業所にお

ける女性の採用・登用・能力開発等を積極的に推進しましょう。
また、その推進方針を明らかにするための事業主行動計画の策定に取り組みましょう。

- 女性も積極的に、役職や地域の要職等に就くようにしましょう。

■基本的施策2

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する条件や制度の整備充実

現状と課題

仕事は暮らしを支えるとともに生きがいや喜びをもたらすものです。加えて、家庭や地域活動もまた非常に大切なものです。その双方が充実することで、人生の生きがい、喜びはより一層増します。男女ともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な働き方や生き方を、誰もが自由に選択、実現でき、充実した人生を送ることができる社会づくりが望まれています。

取り組みの方向

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を可能とする労働環境の整備充実

行政の取り組み

- 仕事を持つ子育て家庭の多様なニーズに的確に対応するため、延長保育や一時預かり保育等の保育サービスや、子育て・子育ち支援センターの運営など、子育て支援サービスの充実に努めます。
- 職場優先の企業風土を変えるため、働き方の見直しを進めるなど、企業への働きかけや事業主の意識啓発に努めます。

町民のみなさんの取り組み

- 仕事もしつつ家庭や地域活動にも意識的に関わるようになります。
- 家族みんなで協力して、家事や育児、介護を分担し、仕事と家庭生活のバランスをとるようにしましょう。
- 事業者は育児休暇や介護休暇などをとりやすい企業風土をつくるなど、職場環境の改善に取り組みましょう。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための啓発・ 広報活動推進

行政の取り組み

- 事業主に対して、子育て支援に関する制度の紹介や、労働施策、ワーク・ライフ・バランスについての普及啓発を推進します。
- 男女それぞれの生き方や、あらゆる世代に向けて、多様な働き方を選べるワーク・ライフ・バランスの必要性について普及啓発を行います。
- ワーク・ライフ・バランスが図れるよう、働き方の見直しを進めるとともに、男性が家事、子育てなどの家庭生活に参画するための学習機会を充実させます。

町民のみなさんの取り組み

- ワーク・ライフ・バランスについて、家族みんなで話し合い、希望する働き方や生き方の実現に向けて考えてみましょう。
- 男女ともに育児や介護等に関する各種制度について関心を持ちましょう。

■基本的施策 1

地域における男女共同参画の推進

現状と課題

子どもたちは時代を担う貴重な財産です。すべての子どもが健やかに育つことができるよう、国や県、町では様々な子育て支援事業を行なっていますが、子どもや子育て家庭を社会全体で支援する体制づくりには、地域の協力が必要不可欠です。

また、地域社会において、町民一人ひとりの個性や能力が十分発揮できるよう、男女ともに地域活動に参画することが求められています。しかしながら、地域活動によっては男女の参加に著しい偏重や一部の人に偏る傾向も見られます。町民一人ひとりが、地域活動に積極的に参画し、地域活動を通じて互いに尊重し、協力しあいながら、男女共同参画社会の実現とまちの活性化を推進するような地域づくりを目指していかなければなりません。

取り組みの方向

(1) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備

行政の取り組み

- 安心して子育てや仕事に取り組めるよう、子育てに関する負担の軽減や不安感の解消を図るため、子育て・子育ち支援センターの充実を図り、子育て支援のネットワークづくり等を推進します。
- 学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境を整備します。
- 「子ども見守り隊」や「こども110番の家」など、子どもにやさしい安全・安心のまちづくりを推進します。
- 食育の充実や健康教育への取り組みなど、子どもの成長の段階に応じた健康の管理や保持増進を推進します。

町民のみなさんの取り組み

- 子育て家庭では、子育てに関する楽しさや苦労などを、家族みんなで分かち合いましょう。
- 子育て家庭だけでなく、地域全体で、子どもたちの安全と健やかな成

長を見守りましょう。

(2) 地域活動を通した男女共同参画の推進

行政の取り組み

- 地域活動における男女共同参画の重要性について、町民に対し、啓発活動を行います。
- 人権学習会などの機会を通じ、地域における男女共同参画についての学習の機会を提供します。
- 男性の仕事中心のライフスタイルを見直し、男女がともに地域活動や家庭生活に参画できるよう支援します。
- 地域おこし、まちづくり、観光分野などに女性が参画した事例などの情報収集、提供を通して、それらの分野への女性の参画を促進します。
- 各種団体の女性グループ等が行う地域活性化や能力開発への取り組みを支援します。

町民のみなさんの取り組み

- 地域活動における男女共同参画の重要性を学び、理解を深めましょう。
- まちの活性化とより一層住みやすいまちづくりのために、男女ともに自発的、積極的に地域活動に参画しましょう。

■ 基本的施策 2

まちづくりの方針決定における男女共同参画の推進

現状と課題

まちづくりの方針決定等の過程において、女性の参画はいまだ十分に進んでいるとは言えません。活力あるまちづくりを進めるためには、女性が本来持っている能力を伸ばし、その考え方や意見を、方針・施策決定過程などに活かし、男女の意見がともに反映されバランスがとれた施策が当たり前にできるよう、あらゆる分野へ女性が参画しやすい環境を整える必要があります。

そのため、政策・方針決定過程への女性の参画について、一層の拡大に努めなければなりません。

本町の審議会や委員会への女性委員の登用率は、平成27年4月1日現在24.2%です。第2次香美町総合計画に掲げる40.0%の目標に向け取り組んでいく必要があります。

具体的な取り組みの方向

(1) 政策・方針決定過程における女性参画の推進

行政の取り組み

- 香美町の審議会等委員の女性登用率40.0%を目標に、引き続き女性委員の登用を積極的に推進します。

町民のみなさんの取り組み

- 女性は、政策・方針決定の場に積極的に参加するようにしましょう。また、男性は、女性が参加しやすいようサポートしましょう。

■基本的施策3

多様な人々が安心して暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

わが国では高齢化やグローバル化の進展に加え、ひとり親や単身世帯の増加など家庭のあり方も多様化し、本町においても、住民の多様化や高齢化が進んでいます。

高齢者や障がいのある方、ひとり親家庭や外国人など、多様な人々が安心して暮らすことができるよう、社会環境の整備が必要です。

また、災害への備えや地域の活性化のため、従来女性が関わることが少なかった防災などの分野における女性の参画も推進していかなければなりません。

具体的な取り組みの方向

(1) 国際交流活動の推進

行政の取り組み

- 男女共同参画に関する国際社会における取り組みの動向、成果等の情報を収集し、町民への提供に努めます。
- 外国人住民と日本人住民とがともに多様性を認め合い、相互理解を深め快適な日常生活を送れるよう、多文化共生社会の形成に取り組みます。

町民のみなさんの取り組み

- 家庭、地域、職場、学校において、性別、年齢、国籍等による差別をなくし、すべての人の人権を尊重しましょう。
- 異文化について関心を持ち、理解を深めましょう。

(2) 生活上の困難に直面する男女への支援

行政の取り組み

- 高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、高齢者の健康維持と自立を支援します。
- 障がい者が住みなれた地域で暮らし、社会参加ができるよう支援します。
- 外国人住民への生活情報等の提供や相談事業の実施など、支援体制の実施に努めます。
- ひとり親家庭の自立と子育てを支援するため、就業支援や相談体制の充実に努めます。

町民のみなさんの取り組み

- 様々な立場の男女が地域活動に参加できるように環境を整備しましょう。

(3) 様々な分野での男女共同参画の推進

行政の取り組み

- 防災・災害復興のさまざまな場面において、男女双方の視点に配慮した体制づくりを進めます。
- 自主防災組織等に男女ともに積極的に参画できるよう、町民に対し、意識啓発を行います。また、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりに関する情報提供等を行います。
- 地域のボランティア活動や地区活動に、町民の積極的参加の取り組みを支援するとともに、活動方針や組織運営に男女共同参画の視点が導入されるよう支援します。

町民のみなさんの取り組み

- 町民一人ひとりが、危機管理や防災に対する意識の向上に努め、防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 町民一人ひとりが、自分にできることを考え、身近な地域活動やボランティア活動等に、積極的に参加しましょう。

男女共同参画分野

基本方針IV 男女共同参画社会実現に向けた意識の醸成

■基本的施策 1

男女共同参画に関する学習機会と相談体制の充実

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けてその意識の醸成を図るために、男女共同参画についての学びや理解が大切です。

男女ともに互いの人権を尊重し、協力しあい、個性や能力をあらゆる場で発揮することができるよう、生涯にわたり男女共同参画の学習機会の充実や、関係機関との連携による男女共同参画に関する相談体制の整備・充実を図る必要があります。

また、子どもたちの発達段階に応じて、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の重要性などをわかりやすく教えていくよう、学校や家庭、地域と連携し、子どもたちへの男女共同参画の学習機会の充実を図る必要があります。

取り組みの方向

(1) 男女共同参画社会に関する学習機会の充実

行政の取り組み

- 人権講演会や学習会をはじめ、生涯学習や公民館活動等のあらゆる機会を通じ、男女共同参画に関する学習機会の提供や意識の醸成に努めます。

町民のみなさんの取り組み

- 男女共同参画に関する学習機会に積極的に参加し、男女共同参画に関する知識や理解を深めましょう。

(2) 学校教育で男女共同参画に関して学ぶ機会の充実

行政の取り組み

- 学校教育における人権の尊重と男女の平等を基礎とした指導の充実を図ります。
- 子どもたち一人ひとりが、生涯を見据えて、社会的自立に必要な態度やキャリアプランニング能力を培うキャリア教育の指導を充実します。

●進路指導では、性別に関係なく、一人ひとりの個性や能力に応じて主体的に進路を選択し、決定できる能力と態度を育成します。

●学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を実施します。

町民のみなさんの取り組み

- 子どもたちの発達段階に応じて男女平等教育を推進しましょう。
- 子どもたちに、家庭や地域等における役割を持たせ、自立を支援しましょう。
- 地域における男女共同参画に関する学習会やイベントに、子どもを連れて参加してみましょう。

(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

行政の取り組み

●男女共同参画に関わる問題について、国や県、関係機関と連携し、相談窓口の整備や相談体制の確保、充実に努めます。

町民のみなさんの取り組み

●育児や子育て、介護、暴力など、困ったことや悩みごとがあったら、一人で抱え込まないで相談しましょう。

■基本的施策2

男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、固定的性別役割分担意識を解消していくことが必要不可欠です。一人ひとりが性別にとらわれた役割分担意識や慣行を見直し、男女平等意識を浸透させていくことが求められています。

また近年、インターネットの急速な普及等により、情報の氾濫と事件の増加が社会問題となっています。女性の性的側面のみを強調した情報や、児童を対象とする性・暴力表現なども見受けられることから、私たち一人ひとりがメディアから発信された情報を見きわめ、正しく理解し活用する能力を身につける「メディア・リテラシー※4」の向上が求められています。

※4【メディア・リテラシー】高度情報通信社会が進展する中で、メディア（新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、インターネット等）からもたらされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいう。

取り組みの方向

(1) 男女共同参画の視点に立った社会慣行の改善と意識改革

行政の取り組み

- 家庭、職場、地域等における固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行が見直されるよう、町民に対し広報等を通じた啓発活動を行います。
- 人権講演会や学習会などを通じ、町民に対し男女共同参画に関する学習の機会を提供します。

町民のみなさんの取り組み

- 自分や身近に、固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行がないかを見直し、解消や改善に努めましょう。
- 男女共同参画への関心を持ち、男女共同参画に関する学習の機会に積極的に参加しましょう。

(2) 情報を正しく理解し活用する能力の向上

行政の取り組み

- 町民に対し、広報やホームページ等を通じ、情報を正しく理解し活用する能力の向上について啓発活動を推進します。
- 広報やホームページをはじめとした町からの情報発信において、男女共同参画の視点に立ち、適切な表現がなされるよう、十分に配慮します。

町民のみなさんの取り組み

- メディアから発信される情報を見きわめ、正しく理解し活用する能力を一人ひとりが身につけましょう。
- 大人は、子どもたちを犯罪から守るため、子どもの情報を取得・発信する経路に目を配り、情報を正しく理解し活用する能力を子どもにも身につけさせましょう。
- 家庭における携帯電話やインターネット等の使い方のルールを、家族全員で話し合って決めましょう。

■基本的施策 1

男女間や身近な相手からのあらゆる暴力の根絶

【香美町DV防止基本計画】

現状と課題

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」や「セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」、児童虐待、高齢者虐待など、あらゆる暴力行為は、個人の尊厳を害する重大な人権侵害です。

特にDVは、被害者が周囲に相談したり届け出ることに抵抗感があることが多いため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、周囲に気付かれないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。こうしたDVやセクシャル・ハラスメントの被害者の多くは女性であり、男女共同参画社会の実現に向けて、大きな課題となっています。

このような状況を改善するためには、暴力は身体的暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれることを周知徹底し、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという意識啓発を推進するとともに、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが重要です。

被害者の支援も重要な課題です。配偶者等からの暴力は、被害者が相談をためらうことも多いと考えられることから、被害者が相談しやすいよう、身近な相談体制を整備し、関係機関との連携を強化することが必要です。

また、被害者の安全確保も重要な課題となります。被害者からの一時保護の申し出があり、一時保護が必要な場合、安全で迅速な保護が行えるよう、警察や健康福祉事務所等との連携をより強化する必要があります。

さらに、被害者が暴力から逃れ安心して生活するための自立を支援する体制づくりも必要です。

取り組みの方向

（1）あらゆる暴力の防止

行政の取り組み

- 女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成するための啓発活動を行

います。

- 安全・安心なまちづくりを推進し、女性等に対する暴力の発生を防ぐ環境をつくります。
- DVやセクシュアル・ハラスメント、児童や高齢者への虐待等、あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するための啓発活動を推進します。
- DVの防止や早期発見のため、庁内各課や関係機関等との連携強化を図ります。
- 児童虐待や高齢者虐待等、各種虐待防止ネットワークの充実・強化を図ります。

町民のみなさんの取り組み

- 町民一人ひとりが、暴力は、被害者・加害者の性別や関係性によらず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解しましょう。
- 互いに見守りあい、あらゆる暴力の発生防止に努めましょう。
- 事業者は、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、職場におけるあらゆる暴力を許さないような企業風土をつくりましょう。

(2) あらゆる暴力に関する相談体制の充実

行政の取り組み

- DVやセクシュアル・ハラスメント、児童や高齢者への虐待等の相談に対応するため、関係機関との連携により、相談窓口を設置するなど、相談体制の確保・充実に努めます。
- 広報やホームページ等を通じ、相談窓口の連絡先等の情報を、町民に對し広く周知します。

町民のみなさんの取り組み

- 暴力被害にあったときは、ひとりで抱えず、まずは相談してみましょう。
- 悩みを抱えている人が身近にいたら、悩みを聞いたり、相談窓口を教えたりし、通報義務があることがらについては、必ず通報するようにしましょう。

(3) 被害者の保護

行政の取り組み

- 被害者等から通報があった場合、警察、健康福祉事務所、医療機関、その他関係機関との連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援

する体制づくりに努めます。

(4) 被害者の自立支援

行政の取り組み

- 被害者のそれぞれに対応する利用可能な福祉制度等について情報提供を行い、生活自立を支援します。
- 公共職業安定所等についての情報提供や連絡調整など、就業に向けた支援を行います。
- 被害者が生命または身体に重大な危害を受ける恐れがある場合には、保護命令制度に関する情報提供や助言を行い、円滑に保護命令の申し立てができるよう支援します。
- 心のケアが必要な被害者に対して医療機関やカウンセラー等との連携に努めます。

■基本的施策 2

生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

男女共同参画の推進において、男女が互いの身体的性差を理解し、思いやりの心を持つことが重要です。女性は、妊娠や出産、更年期障害や女性特有のがん等の心配があるため、「リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ※5(性と生殖に関する健康と権利)」の視点に立ち、人生の各段階に応じた健康保持・増進策が求められます。また、喫煙や飲酒等による生活習慣病や長時間労働等によるストレス性疾患等の問題は男性に多く見られることから、生活習慣病の予防や仕事と生活の調和に対する支援策をはじめとする男性の健康維持対策も大切です。男女共同参画社会の実現に向けて、男女それぞれの身体的性差に配慮し、生涯を通じた健康支援を目指します。

※5 【リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ】妊娠、出産、避妊、性感染症などにおける男女の肉体的、精神的、社会的な健康を保障し、子どもを産むか、何人生むかなどについては、当事者である女性の意思を尊重するという、「性と生殖に関する健康と権利」のこと。

取り組みの方向

(1) 女性の生涯を通じた健康支援の推進

行政の取り組み

- 乳がん、子宮頸がんをはじめとする女性特有の病気を早期に発見して、早期の治療につなげるため、がん検診推進事業の普及啓発に努めます。
- 母子保健、産後のメンタルケア等、女性が心身ともに健康に過ごすことができるよう、相談事業を推進します。
- 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を重要な視点として、女性の生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会を提供します。
- HIV／エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、薬物乱用防止のための広報・啓発活動を行います。

町民のみなさんの取り組み

- 自分の健康は自分で適切に管理できるよう、情報収集し、知識を深めましょう。
- 健康診断や検診を、積極的に受診しましょう。また、受診したら必ず結果を受け取り、健康づくりに役立てましょう。
- 男性は、女性の人権や身体的性差を理解し、思いやりの心を持ちましょう。

(2) 男性の心身の健康維持の推進

行政の取り組み

- こころの健康づくりや生活習慣病予防など、町民に対し、心身の健康づくりのための事業を推進します。
- 健康維持のため望ましい食習慣が定着するよう、バランスのとれた食生活を実践するための取り組みを推進します。
- ウォーキング等の運動による健康づくり事業を推進します。
- HIV／エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。薬物乱用防止のための広報・啓発活動を行います。

町民のみなさんの取り組み

- 自分の健康は自分で適切に管理できるよう、情報収集し、知識を深めましょう。
- 健康診断や検診を、積極的に受診しましょう。また、受診したら必ず結果を受け取り、健康づくりに役立てましょう。
- 生活習慣を見直し、健康的な生活を送りましょう。
- 職場の人間関係等、様々な悩みや不安があるときは、一人で抱え込まず、まずは相談しましょう。

第4章 計画の推進

1. 庁内推進体制の整備

本計画を推進するためには、行政全般にわたる取り組みが必要となります。そのため、町職員一人ひとりの意識啓発を進めていくとともに、庁内関係各課と情報を共有する機会を設けるなどの連携を深め、推進体制の整備に努めます。

2. 町民等との連携

香美町において男女共同参画社会を実現するためには、行政の取り組みだけではなく、町民、各種団体、事業所等との連携が必要不可欠です。さまざまな機会を通じて町民の皆様からの意見を聞き、意見を取り入れながら計画を推進していきます。

3. 国・県等との連携

男女共同参画を総合的に推進するには、町だけでは解決できない課題も多いことから、国や県、その他関係機関との連携・協力を図りながら計画を推進していきます。

参 考 資 料

- 男女共同参画に関する町民意識調査 27
- 香美町男女共同参画行動計画策定委員会委員名簿 39

男女共同参画に関する町民意識調査

1. 調査の目的

家庭・地域・職場等における男女共同参画に関する町民の意識や実態を把握し、香美町男女共同参画行動計画策定のための基礎資料とするもの。

2. 調査の方法

調査期間 平成 26 年 11 月 17 日(発送)～12 月 10 日(回答期限)
調査対象 平成 26 年 11 月現在、町内在住の満 20 歳以上の男女
標本数 男性 468 名、女性 532 名 計 1,000 名
(標本男女比率 男性 46.8% 女性 53.2%)
標本抽出 住民基本台帳から、地区別、年齢別、男女別構成比率による無作為抽出
調査方法 郵送による調査票の配布・回収

3. 調査票の回収

回収数 460 (回収率 46.0%)
有効回収数 458 (有効回収率 45.8%)
内訳 男性 200 人 (有効回収率 42.7%)
女性 258 人 (有効回収率 48.5%)
男女別有効回答比率 男性 43.7%
女性 56.3%

◇有効回答数の年代構成

項目		20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代以上	合計
男	回収数	13	14	14	41	47	71	200
	構成割合(%)	6.5%	7.0%	7.0%	20.5%	23.5%	35.5%	100%
女	回収数	8	30	27	49	58	86	258
	構成割合(%)	3.1%	11.6%	10.5%	19.0%	22.5%	33.3%	100%
計	回収数	21	44	41	90	105	157	458
	構成割合(%)	4.6%	9.6%	9.0%	19.6%	22.9%	34.3%	100%

4. 調査の結果

「男女共同参画に関する町民意識調査結果(抜粋)」参照

《男女共同参画に関する町民意識調査結果(抜粋)》

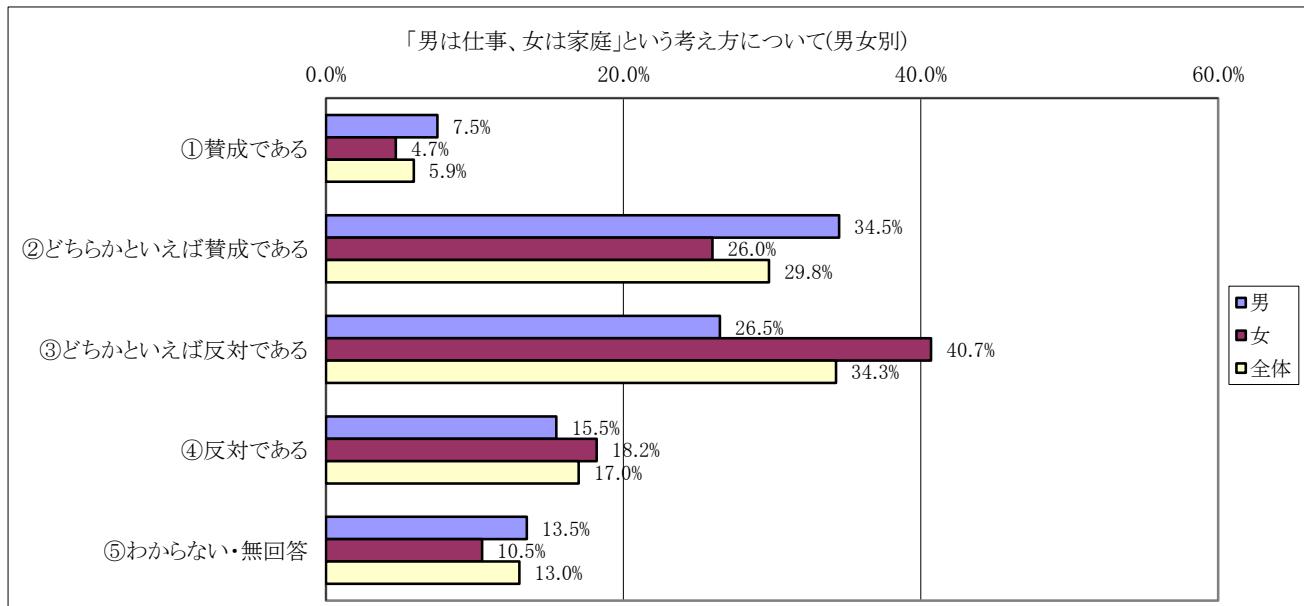
1. 男女の役割分担意識について

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどう思いますか。

(男女別)

- ①賛成である
- ②どちらかといえば賛成である
- ③どちらかといえば反対である
- ④反対である
- ⑤わからない・無回答

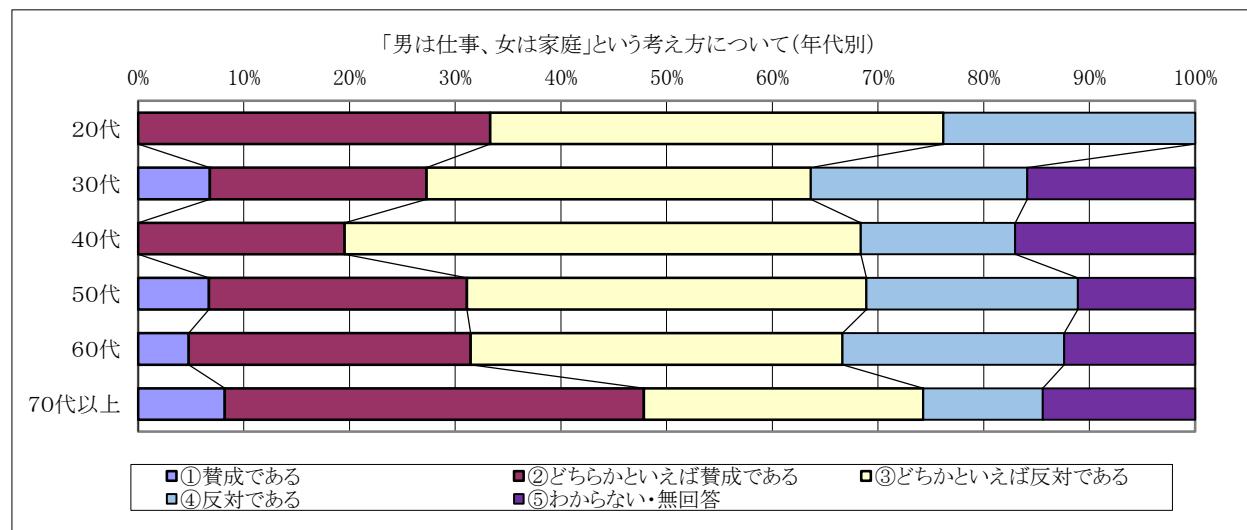
	男	女	全体
①賛成である	7.5%	4.7%	5.9%
②どちらかといえば賛成である	34.5%	26.0%	29.8%
③どちらかといえば反対である	26.5%	40.7%	34.3%
④反対である	15.5%	18.2%	17.0%
⑤わからない・無回答	13.5%	10.5%	13.0%



(年代別)

- ①賛成である
- ②どちらかといえば賛成である
- ③どちらかといえば反対である
- ④反対である
- ⑤わからない・無回答

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
①賛成である	0.0%	6.8%	0.0%	6.7%	4.8%	8.2%	5.9%
②どちらかといえば賛成である	33.3%	20.5%	19.5%	24.4%	26.7%	39.6%	29.8%
③どちらかといえば反対である	42.9%	36.4%	48.8%	37.8%	35.2%	26.4%	34.3%
④反対である	23.8%	20.5%	14.6%	20.0%	21.0%	11.3%	17.0%
⑤わからない・無回答	0.0%	15.9%	17.0%	11.1%	12.4%	14.4%	13.0%

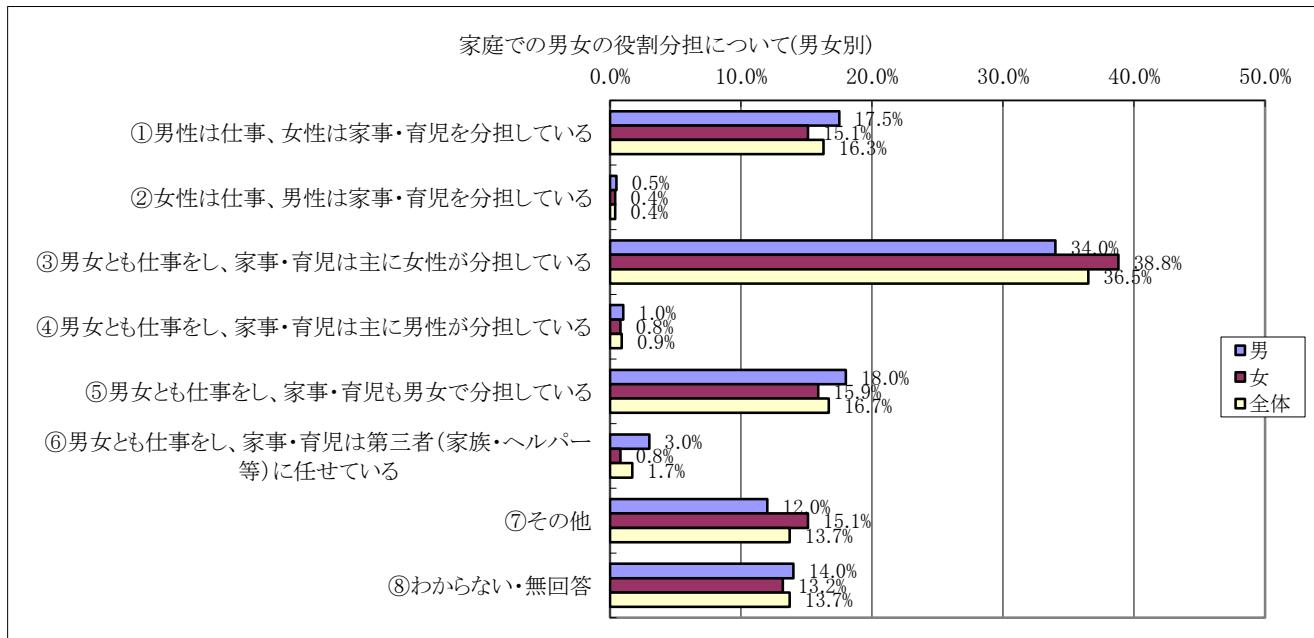


■ 家庭での男女の役割分担について、あなたの家庭ではどうなっていますか。

(男女別)

- ①男性は仕事、女性は家事・育児を分担している
- ②女性は仕事、男性は家事・育児を分担している
- ③男女とも仕事をし、家事・育児は主に女性が分担している
- ④男女とも仕事をし、家事・育児は主に男性が分担している
- ⑤男女とも仕事をし、家事・育児も男女で分担している
- ⑥男女とも仕事をし、家事・育児は第三者(家族・ヘルパー等)に任せている
- ⑦その他
- ⑧わからない・無回答

	男	女	全体
①男性は仕事、女性は家事・育児を分担している	17.5%	15.1%	16.3%
②女性は仕事、男性は家事・育児を分担している	0.5%	0.4%	0.4%
③男女とも仕事をし、家事・育児は主に女性が分担している	34.0%	38.8%	36.5%
④男女とも仕事をし、家事・育児は主に男性が分担している	1.0%	0.8%	0.9%
⑤男女とも仕事をし、家事・育児も男女で分担している	18.0%	15.9%	16.7%
⑥男女とも仕事をし、家事・育児は第三者(家族・ヘルパー等)に任せている	3.0%	0.8%	1.7%
⑦その他	12.0%	15.1%	13.7%
⑧わからない・無回答	14.0%	13.2%	13.7%



(年代別)

- ①男性は仕事、女性は家事・育児を分担している
- ②女性は仕事、男性は家事・育児を分担している
- ③男女とも仕事をし、家事・育児は主に女性が分担している
- ④男女とも仕事をし、家事・育児は主に男性が分担している
- ⑤男女とも仕事をし、家事・育児も男女で分担している
- ⑥男女とも仕事をし、家事・育児は第三者(家族・ヘルパー等)に任せている
- ⑦その他
- ⑧わからない・無回答

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
①男性は仕事、女性は家事・育児を分担している	9.5%	20.5%	12.2%	15.6%	17.1%	17.0%	16.3%
②女性は仕事、男性は家事・育児を分担している	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.4%
③男女とも仕事をし、家事・育児は主に女性が分担している	61.9%	40.9%	46.3%	46.7%	35.2%	24.5%	36.5%
④男女とも仕事をし、家事・育児は主に男性が分担している	0.0%	0.0%	2.4%	1.1%	0.0%	1.3%	0.9%
⑤男女とも仕事をし、家事・育児も男女で分担している	19.0%	29.5%	29.3%	17.8%	12.4%	11.9%	16.7%
⑥男女とも仕事をし、家事・育児は第三者(家族・ヘルパー等)に任せている	0.0%	0.0%	2.4%	3.3%	1.0%	1.9%	1.7%
⑦その他	9.5%	4.5%	2.4%	6.7%	22.9%	17.6%	13.7%
⑧わからない・無回答	0.0%	2.3%	4.9%	8.9%	10.5%	25.8%	13.7%

■ あなたの家庭では、家庭における男女の役割分担について話し合ったことがありますか。

(男女別)

- ①話し合ったことがある
- ②話し合ったことはない
- ③その他
- ④わからない・無回答

	男	女	全体
①話し合ったことがある	22.0%	23.3%	22.6%
②話し合ったことはない	68.0%	65.1%	66.3%
③その他	2.5%	3.9%	3.3%
④わからない・無回答	7.5%	7.8%	7.8%

(年代別)

- ①話し合ったことがある
- ②話し合ったことはない
- ③その他
- ④わからない・無回答

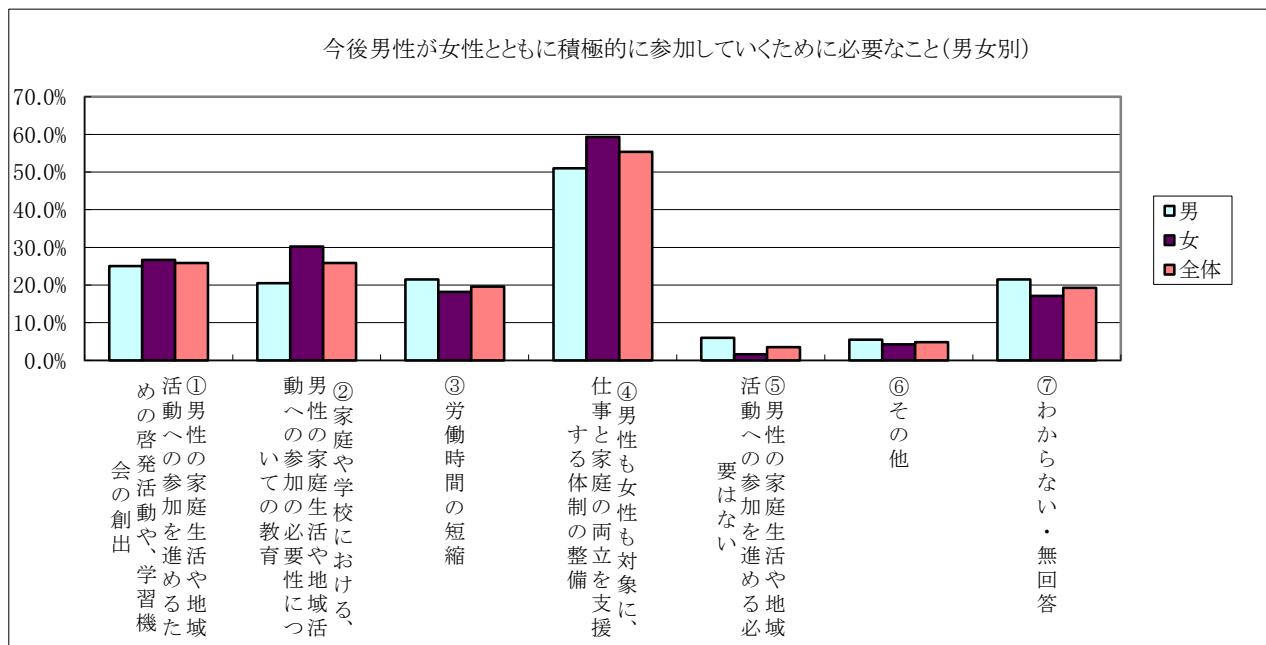
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
①話し合ったことがある	19.0%	20.5%	36.6%	14.4%	25.7%	22.6%	22.6%
②話し合ったことはない	71.4%	72.7%	58.5%	78.9%	67.6%	57.9%	66.3%
③その他	0.0%	0.0%	2.4%	4.4%	1.9%	5.0%	3.3%
④わからない・無回答	9.5%	6.8%	2.4%	2.2%	4.8%	14.5%	7.8%

■ 男性は女性に比べ、家庭生活(家事、子育てや教育、介護など)や地域活動等(社会福祉、生涯学習、消費者生活など)に参画することが少ないといわれますが、今後、男性が女性とともに積極的に参加していくために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(3つ以内)

(男女別)

- ①男性の家庭生活や地域活動への参加を進めるための啓発活動や、学習機会の創出
- ②家庭や学校における、男性の家庭生活や地域活動への参加の必要性についての教育
- ③労働時間の短縮
- ④男性も女性も対象に、仕事と家庭の両立を支援する体制の整備
- ⑤男性の家庭生活や地域活動への参加を進める必要はない
- ⑥その他
- ⑦わからない・無回答

男	女	全体
25.0%	26.7%	25.9%
20.5%	30.2%	25.9%
21.5%	18.2%	19.6%
51.0%	59.3%	55.4%
6.0%	1.6%	3.5%
5.5%	4.3%	4.8%
21.5%	17.1%	19.3%



(年代別)

- ①男性の家庭生活や地域活動への参加を進めるための啓発活動や、学習機会の創出
- ②家庭や学校における、男性の家庭生活や地域活動への参加の必要性についての教育
- ③労働時間の短縮
- ④男性も女性も対象に、仕事と家庭の両立を支援する体制の整備
- ⑤男性の家庭生活や地域活動への参加を進める必要はない
- ⑥その他
- ⑦わからない・無回答

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
① 男性の家庭生活や地域活動への参加を進めるための啓発活動や、学習機会の創出	23.8%	20.5%	17.1%	22.2%	35.2%	25.8%	25.9%
② 家庭や学校における、男性の家庭生活や地域活動への参加の必要性についての教育	33.3%	27.3%	31.7%	25.6%	27.6%	22.0%	25.9%
③ 労働時間の短縮	38.1%	36.4%	29.3%	15.6%	17.1%	13.8%	19.6%
④ 男性も女性も対象に、仕事と家庭の両立を支援する体制の整備	61.9%	75.0%	51.2%	53.3%	54.3%	52.2%	55.4%
⑤ 男性の家庭生活や地域活動への参加を進める必要はない	4.8%	2.3%	2.4%	4.4%	4.8%	2.5%	3.5%
⑥ その他	4.8%	6.8%	12.2%	5.6%	2.9%	3.1%	4.8%
⑦ わからない・無回答	9.5%	4.5%	14.6%	20.0%	15.3%	28.3%	19.3%

2. 子育て観について

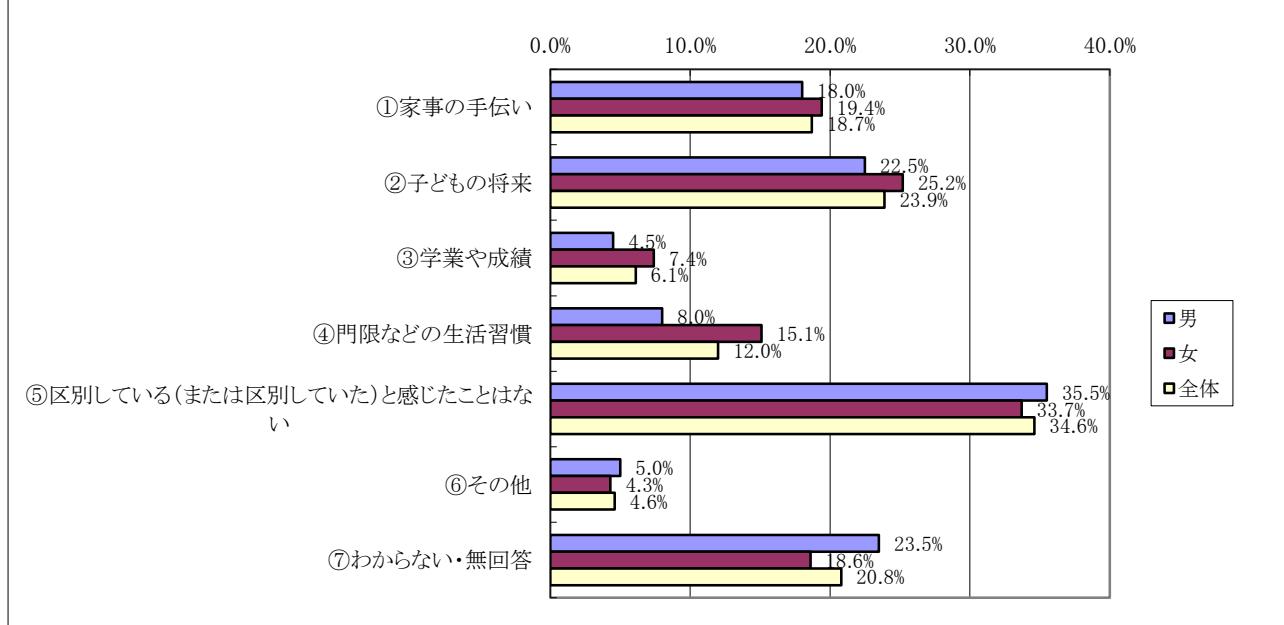
■ 子どもを育てる場合、あなたが「男の子と女の子を区別している」と感じるとき(または感じたとき)はどんなときですか。(2つ以内)

(男女別)

- ①家事の手伝い
- ②子どもの将来
- ③学業や成績
- ④門限などの生活習慣
- ⑤区別している(または区別していた)と感じたことはない
- ⑥その他
- ⑦わからない・無回答

	男	女	全体
①家事の手伝い	18.0%	19.4%	18.7%
②子どもの将来	22.5%	25.2%	23.9%
③学業や成績	4.5%	7.4%	6.1%
④門限などの生活習慣	8.0%	15.1%	12.0%
⑤区別している(または区別していた)と感じたことはない	35.5%	33.7%	34.6%
⑥その他	5.0%	4.3%	4.6%
⑦わからない・無回答	23.5%	18.6%	20.8%

「男の子と女の子を区別している」と感じるとき(男女別)



(年代別)

- ①家事の手伝い
- ②子どもの将来
- ③学業や成績
- ④門限などの生活習慣
- ⑤区別している(区別していた)と感じたことはない
- ⑥その他
- ⑦わからない・無回答

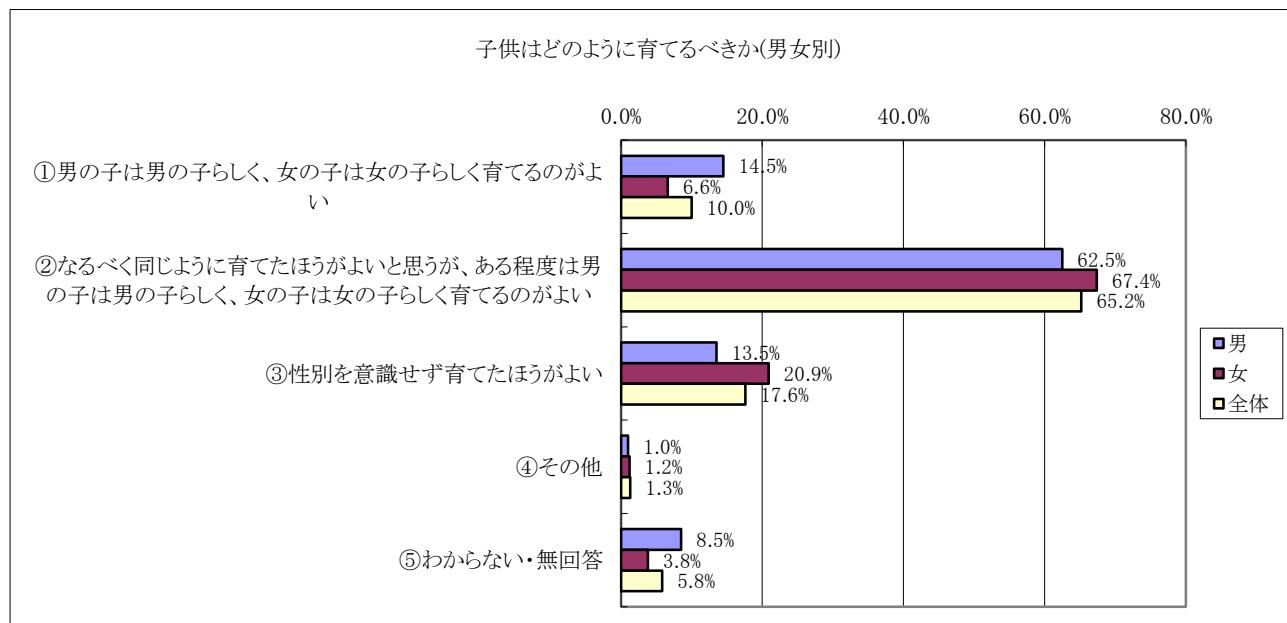
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
①家事の手伝い	23.8%	4.5%	22.0%	25.6%	17.1%	18.2%	18.7%
②子どもの将来	9.5%	27.3%	17.1%	20.0%	25.7%	27.7%	23.9%
③学業や成績	0.0%	2.3%	4.9%	4.4%	7.6%	8.2%	6.1%
④門限などの生活習慣	9.5%	13.6%	9.8%	13.3%	13.3%	10.7%	12.0%
⑤区別している(区別していた)と感じたことはない	38.1%	38.6%	36.6%	32.2%	35.2%	33.3%	34.6%
⑥その他	0.0%	4.5%	9.8%	4.4%	5.7%	3.1%	4.6%
⑦わからない・無回答	28.6%	20.5%	17.1%	18.9%	17.2%	24.5%	20.8%

■ あなたは、子どもをどのように育てるべきだと思いますか。

(男女別)

- ①男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい
- ②なるべく同じように育てたほうがよいと思うが、ある程度は男の子
- ③性別を意識せず育てたほうがよい
- ④その他
- ⑤わからない・無回答

	男	女	全体
①男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい	14.5%	6.6%	10.0%
②なるべく同じように育てたほうがよいと思うが、ある程度は男の子	62.5%	67.4%	65.2%
③性別を意識せず育てたほうがよい	13.5%	20.9%	17.6%
④その他	1.0%	1.2%	1.3%
⑤わからない・無回答	8.5%	3.8%	5.8%



(年代別)

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
①男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい	9.5%	9.5%	12.2%	6.7%	9.5%	11.9%	10.0%
②なるべく同じように育てたほうがよいと思うが、ある程度は男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい	76.2%	65.9%	73.2%	56.7%	70.5%	62.9%	65.2%
③性別を意識せず育てたほうがよい	9.5%	25.0%	9.8%	27.8%	14.3%	15.1%	17.6%
④その他	0.0%	0.0%	2.4%	2.2%	1.9%	0.6%	1.3%
⑤わからない・無回答	4.8%	0.0%	2.4%	6.7%	3.9%	9.4%	5.8%

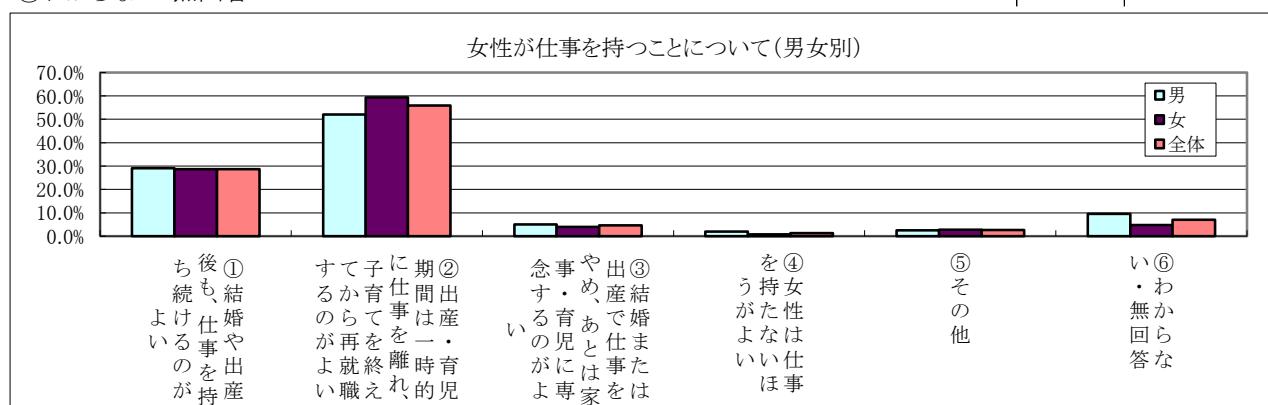
3. 女性と仕事について

■ 女性が仕事を持つことについて、あなたはどう思われますか。

(男女別)

- ①結婚や出産後も、仕事を持続するのがよい
- ②出産・育児期間は一時的に仕事を離れ、子育てを終えてから再就職するのがよい
- ③結婚または出産で仕事をやめ、あとは家事・育児に専念するのがよい
- ④女性は仕事を持たないほうがよい
- ⑤その他
- ⑥わからない・無回答

男	女	全体
29.0%	28.7%	28.7%
52.0%	59.3%	55.9%
5.0%	3.9%	4.6%
2.0%	0.8%	1.3%
2.5%	2.7%	2.6%
9.5%	4.7%	7.0%



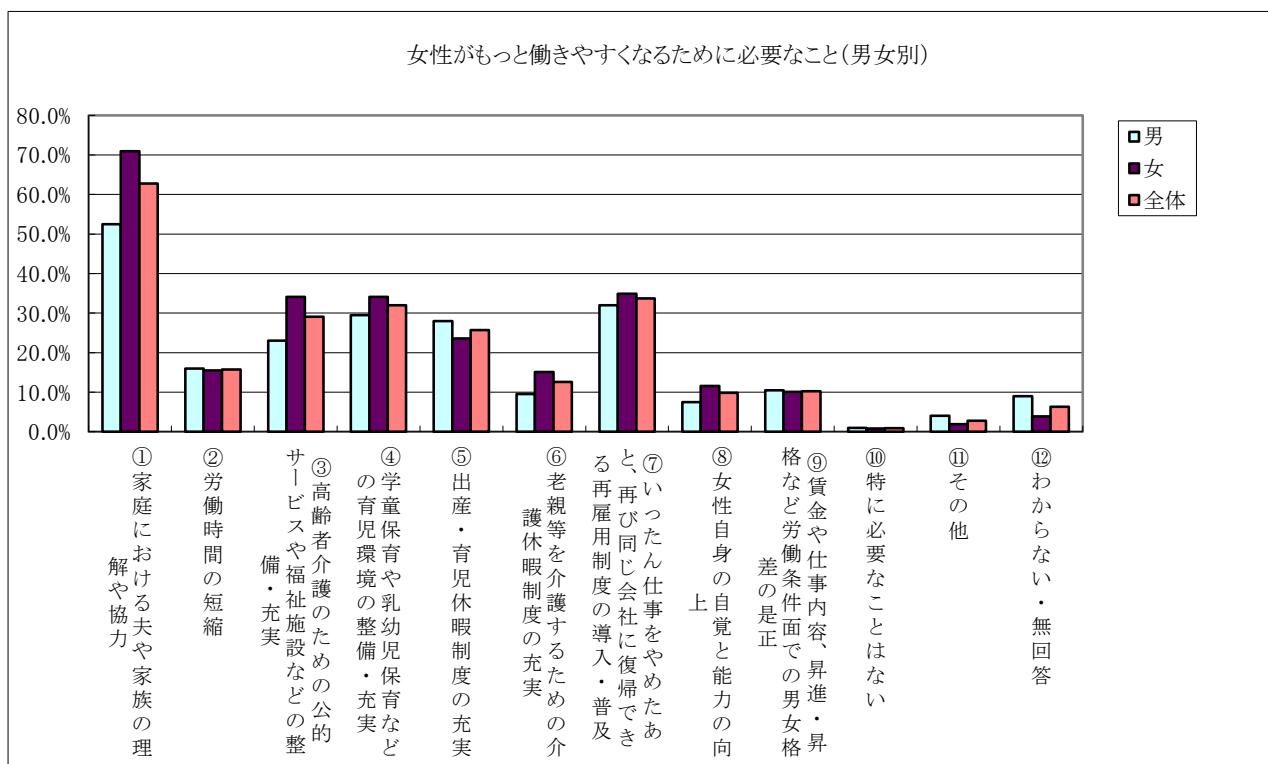
(年代別)	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
①結婚や出産後も、仕事を持つづけるのがよい	52.4%	29.5%	29.3%	31.1%	27.6%	24.5%	28.7%
②出産・育児期間は一時的に仕事を離れ、子育てを終えてから再就職するのがよい	38.1%	56.8%	48.8%	57.8%	63.8%	53.5%	55.9%
③結婚又は出産で仕事をやめ、あとは家事・育児に専念するのがよい	0.0%	2.3%	4.9%	1.1%	4.8%	7.5%	4.6%
④女性は仕事を持たないほうがよい	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	1.0%	2.5%	1.3%
⑤その他	4.8%	9.1%	12.2%	2.2%	0.0%	0.0%	2.6%
⑥わからない・無回答	4.8%	2.3%	4.9%	6.6%	2.9%	11.9%	7.0%

■ 女性がもっと働きやすくなるために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(3つ以内)

(男女別)

- ①家庭における夫や家族の理解や協力
- ②労働時間の短縮
- ③高齢者介護のための公的サービスや福祉施設などの整備・充実
- ④学童保育や乳幼児保育などの育児環境の整備・充実
- ⑤出産・育児休暇制度の充実
- ⑥老親等を介護するための介護休暇制度の充実
- ⑦いったん仕事をやめたあと、再び同じ会社に復帰できる再雇用制度の導入・普及
- ⑧女性自身の自覚と能力の向上
- ⑨賃金や仕事内容、昇進・昇格など労働条件面での男女格差の是正
- ⑩特に必要なことはない
- ⑪その他
- ⑫わからない・無回答

	男	女	全体
①家庭における夫や家族の理解や協力	52.5%	70.9%	62.8%
②労働時間の短縮	16.0%	15.5%	15.7%
③高齢者介護のための公的サービスや福祉施設などの整備・充実	23.0%	34.1%	29.1%
④学童保育や乳幼児保育などの育児環境の整備・充実	29.5%	34.1%	32.0%
⑤出産・育児休暇制度の充実	28.0%	23.6%	25.7%
⑥老親等を介護するための介護休暇制度の充実	9.5%	15.1%	12.6%
⑦いったん仕事をやめたあと、再び同じ会社に復帰できる再雇用制度の導入・普及	32.0%	34.9%	33.7%
⑧女性自身の自覚と能力の向上	7.5%	11.6%	9.8%
⑨賃金や仕事内容、昇進・昇格など労働条件面での男女格差の是正	10.5%	10.1%	10.2%
⑩特に必要なことはない	1.0%	0.8%	0.9%
⑪その他	4.0%	1.9%	2.8%
⑫わからない・無回答	9.0%	3.9%	6.3%



(年代別)

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
--	-----	-----	-----	-----	-----	-------	---

①家庭における夫や家族の理解や協力	57.1%	70.5%	56.1%	62.2%	72.4%	57.2%	62.8%
②労働時間の短縮	14.3%	27.3%	17.1%	10.0%	17.1%	14.5%	15.7%
③高齢者介護のための公的サービスや福祉施設などの整備・充実	28.6%	13.6%	36.6%	31.1%	26.7%	32.1%	29.1%
④学童保育や乳幼児保育などの育児環境の整備・充実	38.1%	54.5%	34.1%	36.7%	32.4%	21.4%	32.0%
⑤出産・育児休暇制度の充実	33.3%	34.1%	22.0%	25.6%	35.2%	17.0%	25.7%
⑥老親等を介護するための介護休暇制度の充実	4.8%	2.3%	9.8%	16.7%	8.6%	17.6%	12.6%
⑦いったん仕事をやめたあと、再び同じ会社に復帰できる再雇用制度の導入・普及	47.6%	25.0%	34.1%	34.4%	42.9%	27.7%	33.7%
⑧女性自身の自覚と能力の向上	4.8%	9.1%	2.4%	10.0%	10.5%	11.9%	9.8%
⑨賃金や仕事内容、昇進・昇格など労働条件面での男女格差の是正	14.3%	15.9%	22.0%	4.4%	13.3%	6.3%	10.2%
⑩特に必要なことはない	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	1.9%	0.9%
⑪その他	4.8%	2.3%	9.8%	3.3%	1.0%	1.9%	2.8%
⑫わからない・無回答	4.8%	0.0%	2.4%	6.6%	2.9%	11.3%	6.3%

4. 女性に対する暴力について

■ 家庭内で起こる暴力、特に配偶者や恋人といった身近な人からの暴力、ドメスティック・バイオレンス(DV)が問題になっています。このことについて、あてはまるものがありますか。(いくつでも)

(男女別)

- ①今までに暴力を受けたことがある
- ②暴力をふるったことがある
- ③身近に暴力をふるったこと、受けたことがある人がいる
- ④暴力を受けて悩んでいる人から相談されたことがある
- ⑤地域で暴力を受けている人がいるという「うわさ」を聞いたことがある
- ⑥身近で見聞きしたことはないが、テレビなどで知っている
- ⑦兵庫県配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関を知っている
- ⑧まったく知らない(わからない)・無回答

男	女	全体
1.0%	10.1%	6.1%
6.0%	1.2%	3.3%
4.0%	7.8%	6.1%
1.0%	3.1%	2.2%
5.0%	4.7%	4.8%
67.0%	65.1%	65.9%
4.5%	5.4%	5.0%
21.5%	19.7%	20.7%

(年代別)

- ①今までに暴力を受けたことがある
- ②暴力をふるったことがある
- ③身近に暴力をふるったこと、受けたことがある人がいる
- ④暴力を受けて悩んでいる人から相談されたことがある
- ⑤地域で暴力を受けている人がいるという「うわさ」を聞いたことがある
- ⑥身近で見聞きしたことはないが、テレビなどで知っている
- ⑦兵庫県配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関を知っている
- ⑧まったく知らない(わからない)・無回答

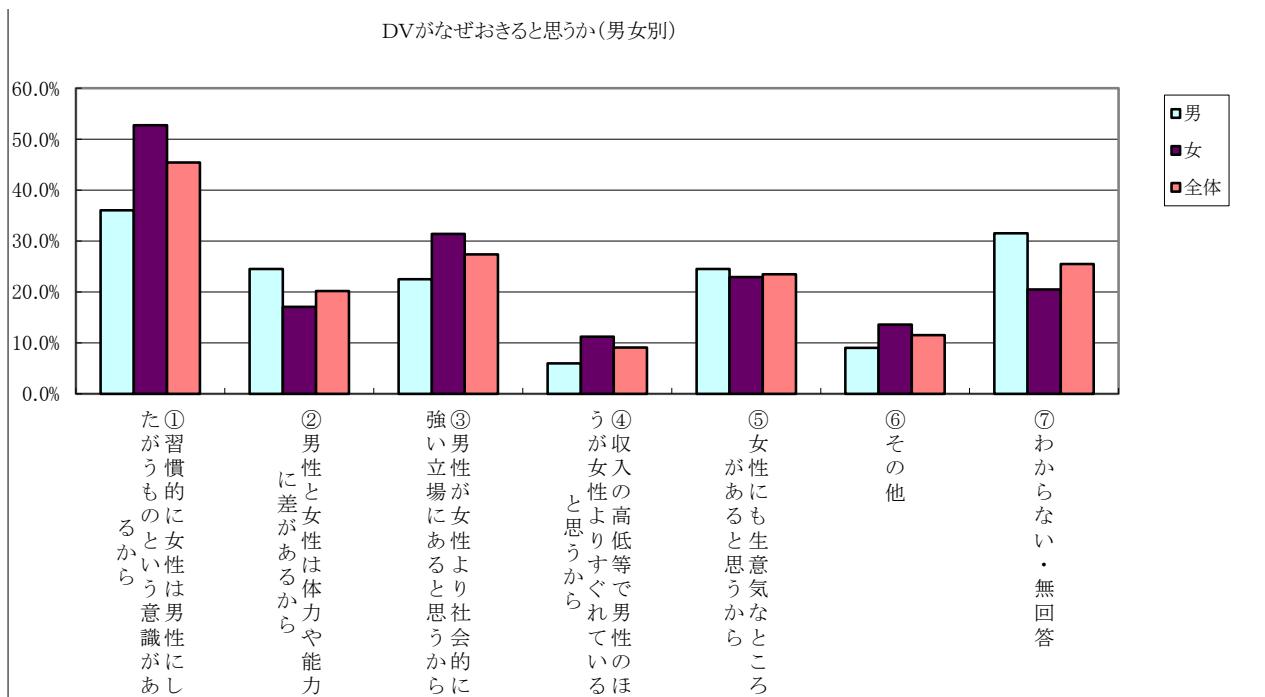
20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
14.3%	6.8%	4.9%	5.6%	5.7%	5.7%	6.1%
0.0%	0.0%	2.4%	3.3%	5.7%	3.1%	3.3%
14.3%	9.1%	7.3%	5.6%	5.7%	4.4%	6.1%
0.0%	2.3%	4.9%	1.1%	1.0%	3.1%	2.2%
4.8%	4.5%	7.3%	4.4%	4.8%	4.4%	4.8%
66.7%	75.0%	68.3%	66.7%	71.4%	58.5%	65.9%
4.8%	9.1%	2.4%	6.7%	3.8%	4.4%	5.0%
14.3%	13.6%	17.1%	17.8%	13.3%	30.8%	20.7%

■ なぜ、ドメスティック・バイオレンスはおきると思いますか。(3つ以内)

(男女別)

- ①習慣的に女性は男性にしたがうものという意識があるから
- ②男性と女性は体力や能力に差があるから
- ③男性が女性より社会的に強い立場にあると思うから
- ④収入の高低等で男性のほうが女性よりすぐれていると思うから
- ⑤女性にも生意気なところがあると思うから
- ⑥その他
- ⑦わからない・無回答

男	女	全体
36.0%	52.7%	45.4%
24.5%	17.1%	20.2%
22.5%	31.4%	27.4%
6.0%	11.2%	9.1%
24.5%	22.9%	23.5%
9.0%	13.6%	11.5%
31.5%	20.5%	25.5%



(年代別)

- ① あるから
- ② 男性と女性は体力や能力に差があるから
- ③ ④ 収入の高低等で男性のほうが女性よりすぐれていると思うから
- ⑤ 女性にも生意気なところがあると思うから
- ⑥ その他
- ⑦ わからない・無回答

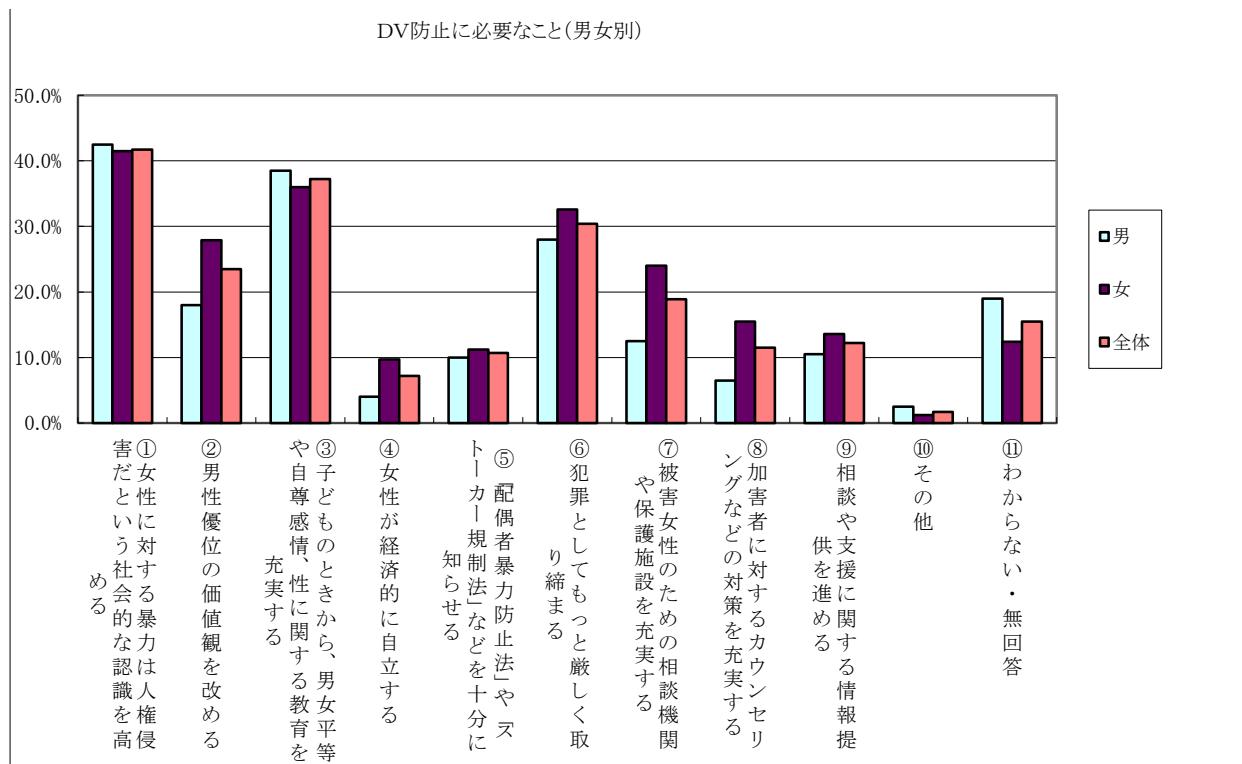
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
① あるから	52.4%	52.3%	43.9%	45.6%	45.7%	42.8%	45.4%
② 男性と女性は体力や能力に差があるから	33.3%	27.3%	24.4%	22.2%	12.4%	19.5%	20.2%
③ ④ 収入の高低等で男性のほうが女性よりすぐれていると思うから	42.9%	27.3%	31.7%	18.9%	32.4%	25.8%	27.4%
⑤ 女性にも生意気なところがあると思うから	0.0%	11.4%	17.1%	4.4%	8.6%	10.7%	9.1%
⑥ その他	4.8%	9.1%	7.3%	11.1%	36.2%	32.7%	23.5%
⑦ わからない・無回答	19.0%	18.2%	24.4%	16.7%	9.5%	3.8%	11.5%
	19.0%	13.6%	14.7%	30.0%	24.8%	30.1%	25.5%

■ あなたは、女性に対する暴力防止の取り組みとして、特にどのようなことが必要だと思いますか。(3つ以内)

(男女別)

- ① 女性に対する暴力は人権侵害だという社会的な認識を高める
- ② 男性優位の価値観を改める
- ③ 子どものときから、男女平等や自尊感情、性に関する教育を充実する
- ④ 女性が経済的に自立する
- ⑤ 「配偶者暴力防止法」や「ストーカー規制法」などを十分に知らせる
- ⑥ 犯罪としてもっと厳しく取り締まる
- ⑦ 被害女性のための相談機関や保護施設を充実する
- ⑧ 加害者に対するカウンセリングなどの対策を充実する
- ⑨ 相談や支援に関する情報提供を進める
- ⑩ その他
- ⑪ わからない・無回答

男	女	全体
42.5%	41.5%	41.7%
18.0%	27.9%	23.5%
38.5%	36.0%	37.2%
4.0%	9.7%	7.2%
10.0%	11.2%	10.7%
28.0%	32.6%	30.4%
12.5%	24.0%	18.9%
6.5%	15.5%	11.5%
10.5%	13.6%	12.2%
2.5%	1.2%	1.7%
19.0%	12.4%	15.5%



(年代別)

- ①女性に対する暴力は人権侵害だという社会的な認識を高める
- ②男性優位の価値観を改める
- ③子どものときから、男女平等や自尊感情、性に関する教育を充実する
- ④女性が経済的に自立する
- ⑤「配偶者暴力防止法」や「ストーカー規制法」などを十分に知らせる
- ⑥犯罪としてもっと厳しく取り締まる
- ⑦被害女性のための相談機関や保護施設を充実する
- ⑧加害者に対するカウンセリングなどの対策を充実する
- ⑨相談や支援に関する情報提供を進める
- ⑩その他
- ⑪わからない・無回答

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
①女性に対する暴力は人権侵害だという社会的な認識を高める	52.4%	31.8%	43.9%	32.2%	51.4%	41.5%	41.7%
②男性優位の価値観を改める	23.8%	31.8%	22.0%	16.7%	24.8%	24.5%	23.5%
③子どものときから、男女平等や自尊感情、性に関する教育を充実する	33.3%	36.4%	34.1%	41.1%	44.8%	31.4%	37.2%
④女性が経済的に自立する	4.8%	6.8%	4.9%	7.8%	5.7%	8.8%	7.2%
⑤「配偶者暴力防止法」や「ストーカー規制法」などを十分に知らせる	4.8%	11.4%	19.5%	10.0%	11.4%	8.8%	10.7%
⑥犯罪としてもっと厳しく取り締まる	61.9%	43.2%	34.1%	32.2%	38.1%	15.7%	30.4%
⑦被害女性のための相談機関や保護施設を充実する	19.0%	20.5%	17.1%	20.0%	27.6%	12.6%	18.9%
⑧加害者に対するカウンセリングなどの対策を充実する	14.3%	13.6%	7.3%	14.4%	13.3%	8.8%	11.5%
⑨相談や支援に関する情報提供を進める	14.3%	4.5%	12.2%	12.2%	17.1%	10.7%	12.2%
⑩その他	9.5%	0.0%	7.3%	1.1%	0.0%	1.3%	1.7%
⑪わからない・無回答	0.0%	6.8%	4.8%	15.5%	8.6%	27.1%	15.5%

5. 政策・方針決定過程への女性の参画について

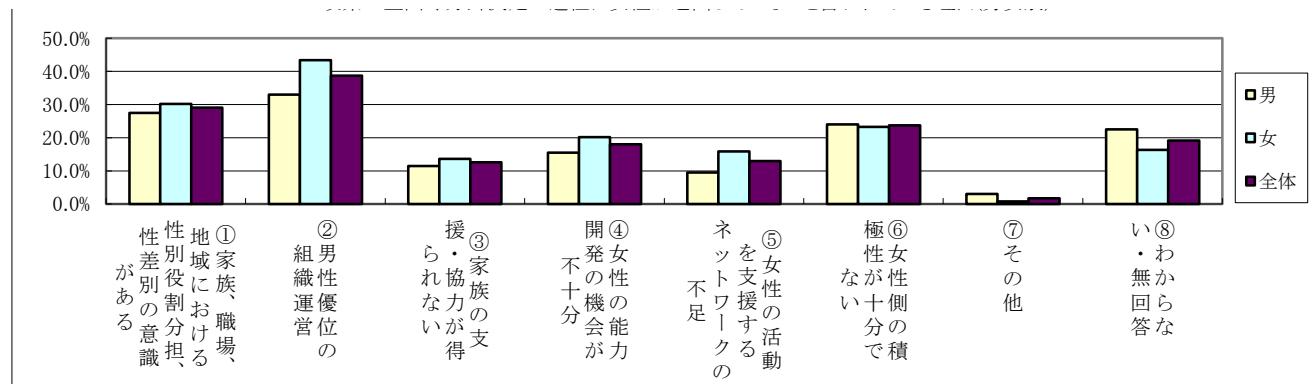
- 政治や行政において、政策の企画や方針決定の過程に女性が進出していないといわれていますが、あなたはその理由は何だと思いますか。(2つ以内)

(男女別)

- ①家族、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識がある
- ②男性優位の組織運営
- ③家族の支援・協力が得られない
- ④女性の能力開発の機会が不十分
- ⑤女性の活動を支援するネットワークの不足
- ⑥女性側の積極性が十分でない
- ⑦その他
- ⑧わからない・無回答

	男	女	全体
①家族、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識がある	27.5%	30.2%	29.1%
②男性優位の組織運営	33.0%	43.4%	38.7%
③家族の支援・協力が得られない	11.5%	13.6%	12.6%
④女性の能力開発の機会が不十分	15.5%	20.2%	18.0%
⑤女性の活動を支援するネットワークの不足	9.5%	15.9%	13.0%
⑥女性側の積極性が十分でない	24.0%	23.3%	23.7%
⑦その他	3.0%	0.8%	1.7%
⑧わからない・無回答	22.5%	16.3%	19.1%

政策の企画や方針決定の過程に女性が進出していないと言われている理由(男女別)



(年代別)

- ①家族、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識がある
- ②男性優位の組織運営
- ③支援・協力が得られない
- ④開発女性の機会が不十分
- ⑤女性の活動を支援するネットワークの不足
- ⑥女性側の積極性が十分でない
- ⑦その他
- ⑧わからぬ・無回答

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
①家族、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識がある	28.6%	34.1%	24.4%	33.3%	33.3%	23.9%	29.1%
②男性優位の組織運営	47.6%	59.1%	53.7%	38.9%	40.0%	27.0%	38.7%
③支援・協力が得られない	19.0%	11.4%	9.8%	18.9%	14.3%	8.2%	12.6%
④開発女性の機会が不十分	23.8%	22.7%	12.2%	13.3%	21.9%	17.6%	18.0%
⑤女性の活動を支援するネットワークの不足	0.0%	9.1%	14.6%	10.0%	20.0%	12.6%	13.0%
⑥女性側の積極性が十分でない	19.0%	15.9%	29.3%	18.9%	29.5%	23.9%	23.7%
⑦その他	4.8%	0.0%	12.2%	1.1%	1.0%	0.0%	1.7%
⑧わからぬ・無回答	4.8%	6.8%	7.3%	14.5%	13.3%	33.9%	19.1%

6. 男女共同参画社会の実現について

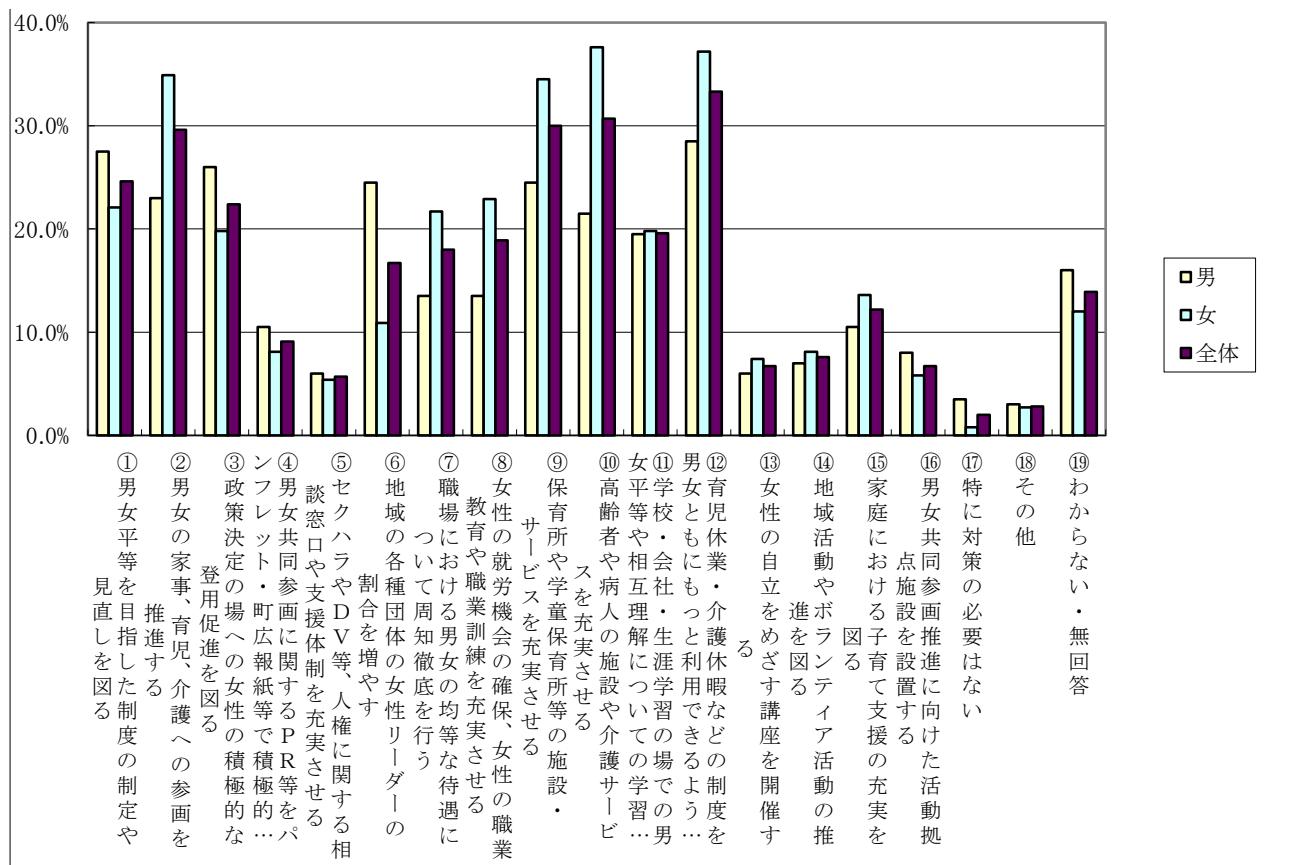
■ 男性と女性が、家庭、職場、地域社会、政治の場などあらゆる分野に、共同で平等に参画する社会を実現するためには、香美町は何に力を入れていくべきだと思いますか。(5つ以内)

(男女別)

- ①男女平等を目指した制度の制定や見直しを図る
- ②男女の家事、育児、介護への参画を推進する
- ③政策決定の場への女性の積極的な登用促進を図る
- ④男女共同参画に関するPR等をパンフレット・町広報紙等で積極的に行う
- ⑤セクハラやDV等、人権に関する相談窓口や支援体制を充実させる
- ⑥地域の各種団体の女性リーダーの割合を増やす
- ⑦職場における男女の均等な待遇について周知徹底を行う
- ⑧女性の就労機会の確保、女性の職業教育や職業訓練を充実させる
- ⑨保育所や学童保育所等の施設・サービスを充実させる
- ⑩高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる
- ⑪学校・会社・生涯学習の場での男女平等や相互理解についての学習を充実させる
- ⑫育児休業・介護休暇などの制度を男女ともにもっと利用できるよう啓発を図る
- ⑬女性の自立をめざす講座を開催する
- ⑭地域活動やボランティア活動の推進を図る
- ⑮家庭における子育て支援の充実を図る
- ⑯男女共同参画推進に向けた活動拠点施設を設置する
- ⑰特に対策の必要はない
- ⑱その他
- ⑲わからぬ・無回答

男	女	全体
27.5%	22.1%	24.6%
23.0%	34.9%	29.6%
26.0%	19.8%	22.4%
10.5%	8.1%	9.1%
6.0%	5.4%	5.7%
24.5%	10.9%	16.7%
13.5%	21.7%	18.0%
13.5%	22.9%	18.9%
24.5%	34.5%	30.0%
21.5%	37.6%	30.7%
19.5%	19.8%	19.6%
28.5%	37.2%	33.3%
6.0%	7.4%	6.7%
7.0%	8.1%	7.6%
10.5%	13.6%	12.2%
8.0%	5.8%	6.7%
3.5%	0.8%	2.0%
3.0%	2.7%	2.8%
16.0%	12.0%	13.9%

男女共同参画社会の実現に香美町が力を入れていくべきこと(男女別)



(年代別)

- ①男女平等を目指した制度の制定や見直しを図る
- ②男女の家事、育児、介護への参画を推進する
- ③政策決定の場への女性の積極的な登用促進を図る
- ④男女共同参画に関するPR等をパンフレット・町広報紙等で積極的に行う
- ⑤セクハラやDV等、人権に関する相談窓口や支援体制を充実させる
- ⑥地域の各種団体の女性リーダーの割合を増やす
- ⑦職場における男女の均等な待遇について周知徹底を行う
- ⑧女性の就労機会の確保、女性の職業教育や職業訓練を充実させる
- ⑨保育所や学童保育所等の施設・サービスを充実させる
- ⑩高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる
- ⑪学校・会社・生涯学習の場での男女平等や相互理解についての学習を充実させる
- ⑫育児休業・介護休暇などの制度を男女ともにもっと利用できるよう啓発を図る
- ⑬女性の自立をめざす講座を開催する
- ⑭地域活動やボランティア活動の推進を図る
- ⑮家庭における子育て支援の充実を図る
- ⑯男女共同参画推進に向けた活動拠点施設を設置する
- ⑰特に対策の必要はない
- ⑱その他
- ⑲わからない・無回答

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
①男女平等を	23.8%	13.6%	24.4%	18.9%	27.6%	28.9%	24.6%
②男女の家事、	47.6%	25.0%	26.8%	24.4%	37.1%	27.0%	29.6%
③政策決定の場	19.0%	18.2%	9.8%	25.6%	27.6%	22.0%	22.4%
④男女共同参画	9.5%	4.5%	9.8%	7.8%	7.6%	11.9%	9.1%
⑤セクハラやDV等	14.3%	9.1%	0.0%	3.3%	4.8%	6.9%	5.7%
⑥地域の各種団体	9.5%	11.4%	12.2%	14.4%	22.9%	17.6%	16.7%
⑦職場における男女の均等な待遇	19.0%	18.2%	26.8%	22.2%	20.0%	11.9%	18.0%
⑧女性の就労機会の確保	4.8%	29.5%	19.5%	17.8%	21.9%	16.4%	18.9%
⑨保育所や学童保育所等の施設	42.9%	54.5%	29.3%	28.9%	31.4%	21.4%	30.0%
⑩高齢者や病人の施設	38.1%	18.2%	31.7%	38.9%	30.5%	28.3%	30.7%
⑪学校・会社・生涯学習の場での男女平等や相互理解	14.3%	20.5%	19.5%	17.8%	24.8%	17.6%	19.6%
⑫育児休業・介護休暇などの制度を男女ともにもっと利用できるよう啓発を図る	19.0%	38.6%	48.8%	36.7%	33.3%	27.7%	33.3%
⑬女性の自立をめざす講座を開催する	0.0%	4.5%	2.4%	7.8%	4.8%	10.1%	6.7%
⑭地域活動やボランティア活動の推進を図る	4.8%	4.5%	2.4%	5.6%	9.5%	10.1%	7.6%
⑮家庭における子育て支援の充実を図る	19.0%	18.2%	12.2%	10.0%	12.4%	10.7%	12.2%
⑯男女共同参画推進に向けた活動拠点施設を設置する	4.8%	0.0%	4.9%	7.8%	11.4%	5.7%	6.7%
⑰特に対策の必要はない	0.0%	2.3%	0.0%	5.6%	1.9%	0.6%	2.0%
⑱その他	0.0%	2.3%	12.2%	1.1%	2.9%	1.9%	2.8%
⑲わからない・無回答	0.0%	6.8%	7.3%	8.9%	13.4%	22.6%	13.9%

香美町男女共同参画行動計画策定委員会 委員名簿

平成26年11月13日～平成28年3月8日

番号	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1	木 村 忠 信	豊岡人権擁護委員協議会 香美町地区委員会	
2	田 村 正 明	香美町連合自治会	委員長
3	中 村 昌 代	香美町商工会	※平成28年2月23日まで
	小 西 明 子		※平成28年2月24日から
4	山 崎 つるみ	香美町民生児童委員協議会	
5	森 龍 子	香美町人権教育研究協議会	
6	坪 多 裕 美	兵庫県男女共同参画推進員 (響ネット但馬美方郡地区会)	
7	藤 原 道 久	兵庫県男女共同参画推進員 (響ネット但馬美方郡地区会)	
8	田 路 一 成	香美町教育委員会(指導主事)	
9	水 間 徳 子	(※元婦人会長から)	副委員長
10	橘 裕 子	(※現役子育て世代から)	

【策定の経過】

策定委員会	開催年月日	内 容
第1回	平成26年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長選出 ・策定スケジュール等の確認 ・町民意識調査の内容検討
	平成26年11月17日～12月10日	「男女共同参画社会に関する町民意識調査」の実施
第2回	平成27年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・町民意識調査結果の分析 ・課題の抽出、計画の構成等の検討
第3回	平成28年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、施策の体系等の検討 ・計画内容の検討
第4回	平成28年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画内容の検討 ・計画のとりまとめ

第2次香美町男女共同参画行動計画

—互いを認め支え合いすべとの人が
生き生きと輝けるまちをめざして—

平成28年3月

発 行／香美町

編 集／香美町市民課人権推進室

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870 番地の1

TEL 0796-36-1111 (代表) FAX 0796-36-3809

URL <http://www.town.mikata-kami.lg.jp/>